# コモンズとしての基金の活用実態にみる地域社会の共益

## 沖縄県南城市奥武区に存在した海御物の経年分析を通して

The Mutual Benefit of Local Communities as Seen in the Actual Use of the Fund as a Commons：Secular Analysis of the Joint Fund on Ou District, Nanjo City, Okinawa Prefecture

藤崎綾香

FUJISAKI Ayaka

❶はじめに
❷海御物の活用目的と管理方法
❸海御物の活用実態
❹おわりに

【論文要旨】

本論の目的は，沖縄県南城市（旧玉城村）奥武島を範囲とする奥武区において，明治後期から沖縄戦直前までの時期にむらとして漁業権を有し共同で管理・利用していた海域と，そこから生じる収益を主な財源とする共同基金「海御物」とを１つのコモンズとして捉え，同基金の運用の特徴を明らかにすると共に，当時の住民の共益の捉え方について考察することである。

海御物の運用は，海域の管理から海御物の管理・利用までのプロセスに，住民が年齢を重ねるにつれて役割や役職が変わりながら継続的に関わり続けるという，住民全体で管理に携わる仕組みによって成立していた。

その上で運用の特徴を整理すると，海御物の帳簿における支出項目は主なものだけでも住民への納税補助，住民同士のグループまたは住民個人への貸付，字・漁業組合の基金への補填等多岐にわたっており，当時の住民がこれらの使途をいずれも共益にあたると捉えていたことが窺われた。さらに支出項目の経年分析結果等から，海御物は奥武区の住民のために「しか」使うことができないという制限を持ちつつも，当初は納税補助を直接の目的としていたが次第に奥武区の住民の共益に資する事業が付与されるというように，生活条件の変化に伴い共益を柔軟に読み替え活用されていたことが明らかになった。このように使途を共益に限定しているにも関わらず柔軟な活用が可能であった理由として，住民全体で海御物の運用に継続的に関わる仕組みであったために，変動する生活条件に対して共益となり得る使途が日々共有されていたことが考えられることを指摘した。

また，海御物は住民全体の共益を前提とした基金から住民個人の貸付が行われていた点も特徴である。この点は仮説として，自然資源形態のコモンズにおいて存在が確認されてきた「弱者生活権」が，自然資源から発生する収益を財源とする基金形態のコモンズにおいても成立し得ることを示していることに言及した。

【キーワード】財産区，納税，自治組織，生活条件，弱者生活権